

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【公開番号】特開2013-100268(P2013-100268A)

【公開日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2012-224722(P2012-224722)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/145 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 1/16 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/145

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 1/16

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ジスルフィラム若しくはその薬理学的に許容される塩またはそれらの溶媒和物からなる肝がん幹細胞阻害剤。

【請求項2】

請求項1に記載の肝がん幹細胞阻害剤を含む肝がん治療用組成物。

【請求項3】

ジスルフィラム若しくはその薬理学的に許容される塩またはそれらの溶媒和物からなる肝がん幹細胞阻害剤に、さらに付加的な抗がん活性成分を含む肝がん治療用組成物。

【請求項4】

ジスルフィラム若しくはその薬理学的に許容される塩またはそれらの溶媒和物の肝がん幹細胞の阻害における使用。

【請求項5】

ジスルフィラム若しくはその薬理学的に許容される塩またはそれらの溶媒和物の肝がん治療における使用。

【請求項6】

ジスルフィラム若しくはその薬理学的に許容される塩またはそれらの溶媒和物の、肝がん幹細胞阻害剤の製造における使用。